

公衆トイレのあり方についての提言

2004年1月

公衆トイレに関する検討協議会

目 次

1. 公衆トイレに関する検討協議会概要	1
2. 公衆トイレの現状と課題	3
3. 公衆トイレの適正配置について	8
4. 新設トイレの必要性の検討	13
5. 有料トイレの可能性と運営方法	15
6. 千代田区公衆トイレ改善計画フロー	20

(参考) 公衆トイレに関する検討協議会設置要綱

提言の策定にあたって

トイレは、誰もが1日に何度も行く場所であり、生きていく上で欠くことのできない重要な空間である。そのため、常に清潔で快適に利用したい場所である。家庭においてトイレは家の顔と言われ、商業施設では客を掴むための重要なサービスの一つとして位置づけられている。

近年、商業施設や鉄道の駅、サービスエリアなどの公共的なトイレは、従来の用を足すというイメージから脱却し、高齢者や障害者はもとより、親子連れにも配慮した快適なトイレに改善されてきている。

一方、公衆トイレは相変わらず“暗い、くさい、汚い、怖い”という4Kのイメージと、これに“壊れている”が加わり5Kと呼ばれることも少なくない。安全性や快適性が不十分なことが、結果的に利用者のマナーの低下を招いているとも言える。このような状況の中で千代田区では、区民と有識者（専門家）で構成する「公衆トイレに関する検討協議会」を設置し、社会のニーズにあったこれからの公衆トイレのあり方を検討することとした。

協議会の設置に先がけて行った区内の公衆トイレ（30ヶ所）および公園トイレの実態調査によると、男女のトイレ利用率で、女性利用者はわずか3%という調査結果であった。

また、戦前に設置された箇所もあり、時代とともに変わりゆくまちや人々のニーズに答え切れず、取り残されてしまっている公衆トイレの存在も浮き彫りになった。

協議会では、これらの実態調査結果等を踏まえて、様々な観点から公衆トイレのあり方について、熱心な論議が行われた。今回の提言では、公衆トイレの適正配置や明るく清潔な有料トイレのあり方などについて方向性を示すとともに、必要性の高い施設については設備改善に努め、必要性の低いものは廃止の検討提案を行った。トイレの有料化については、必要な条件や導入プロセス、運営方法について集約を行った。

今後、本提言が活かされ、誰もが快適に利用できる『千代田ブランド』としての公衆トイレが実現すれば幸いである。

公衆トイレに関する検討協議会会長
神奈川大学教授 高橋志保彦

1. 公衆トイレに関する検討協議会概要

(1) 協議会の目的

千代田区にふさわしい公衆トイレの適正配置や明るく清潔な有料トイレなど新たな公衆トイレのあり方について検討を行い、安全で安心できる魅力ある街づくりを推進することを目的として設置する。

(2) 検討事項

- ① 公衆トイレの現状と課題
- ② 公衆トイレの適正配置
- ③ 有料トイレ等の導入を含めた維持管理の方法
公衆トイレの整備方針
- ④ その他必要事項

(3) 検討協議会委員の構成

以下に協議会委員を示す。

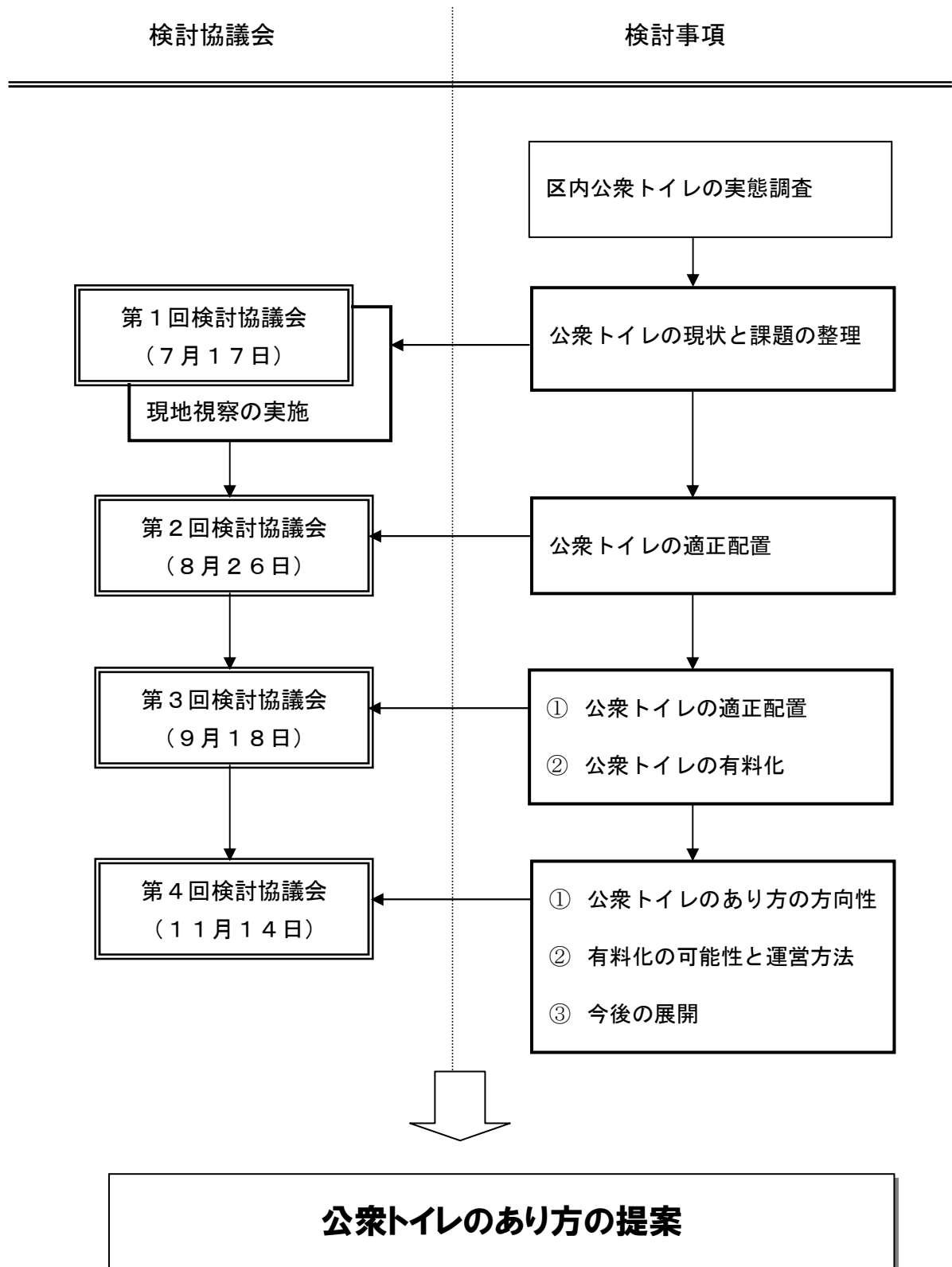
〈学識経験者〉

高橋志保彦	神奈川大学教授・・・・・・・・・・・・・会長
田中 一雄	(株) GK設計取締役環境設計部長・・・・・・・・・・・・・副会長
新妻 普宣	(社) 東京青年会議所千代田区委員会副委員長
上 幸雄	日本トイレ協会理事長

〈区 民〉

下川 衛	神保町地区町会連合会会長
窪田 憲子	神田錦町在住 (千代田区みらいくる会議委員)
小川 久道	神田北乗物町在住 (高齢者センター推薦)
中田美弥子	一番町在住 (高齢者センター推薦)
西條 由	富士見2丁目在住 (共助会)
高橋理喜子	三崎町3丁目在住 (共助会)
小野 京子	二番町在住 (麴町婦人会)
水野智佳子	神田神保町1丁目在住 (児童家庭支援センター推薦)

(4) 実施フロー図



2. 公衆トイレの現状と課題

区内公衆トイレの実態調査結果をもとに、現状の公衆トイレの問題・課題を整理する。

(1) 調査概要

区内に設置されている公衆トイレ30カ所と、公園トイレ4カ所について実態調査を行った。調査概要を以下に示す。また、千代田区公衆・公園トイレ設置図を図1に示す。

① 調査日時

- 2003年6月18日(水) (調査トイレNo.4,6,20,24)
- 19日(木) (調査トイレNo.12,14,15,17,18,21,22,43)
- 20日(金) (調査トイレNo.8,11,25,27)
- 23日(月) (調査トイレNo.9,10)
- 26日(木) (調査トイレNo.1,2,3,13,16,19,26,30,39)
- 27日(金) (調査トイレNo.5,23,46,48)
- 30日(月) (調査トイレNo.7,28,29)

調査はすべて9時～15時の時間帯に実施した。また、調査日の天候はいずれも晴れまたは曇りであったため、気象条件による調査日間の大きな違いはなかった。

② 調査対象トイレ

以下に、調査を行った公衆トイレ30カ所、公園トイレ4カ所の一覧を示す。

表1 公衆トイレ一覧表

No.	公衆トイレ名	所在地	建物面積(m ²)	設置年度	建替年度	備考
1	竹橋	一ツ橋一丁目1番1号	20.82	T13	H05	
2	一ツ橋	一ツ橋二丁目1番1号	18.87	T02	H10	
3	雉子橋	一ツ橋一丁目2番4号	7.20	S03	S38	未改修
4	新川橋	飯田橋二丁目1番12号	12	S31	H02	
5	新見附	九段北四丁目4番1号	22.45	S01	H06	
6	九段坂	九段南二丁目2番18号	29.90	S03	H09	
7	千鳥ヶ淵	麴町一丁目2番地	60.80	S38	H01	
8	牛込見附	富士見二丁目9番7号	15.38	S27	H04	
9	日比谷	日比谷公園1番1号	31.33	S03	S41	未改修
10	裁判所前	日比谷公園1番6号	15.00	S04	S40	未改修
11	水道橋	三崎町一丁目5番1号	27.18	S08	H05	
12	昌平橋	神田須田町一丁目25番地	25.73	S08	H10	
13	錦町	神田錦町三丁目21番地	18.5	S43	H04	
14	万世橋	神田須田町二丁目23番地	17.95	S62	S62	
15	和泉橋	神田佐久間町一丁目11番地	35.96	S05	H03	
16	神田橋	神田錦町一丁目29番地	32.16	S05	H10	
17	大和橋	岩本町三丁目6番2号	9.89	S06	S42	未改修
18	美倉橋	東神田二丁目3番1号	25.83	S06	H05	
19	地藏橋	神田美倉町10番地	17.01	S06	H08	
20	俎橋	神田神保町三丁目23番地	17.07	S31	H04	
21	佐久間公園	神田佐久間町三丁目21番地	20.52	S21	H02	
22	芳林公園際	外神田三丁目5番18号	21.67	S30	H07	
23	四ツ谷見附	麴町六丁目6番地	43.17	S34	H03	

No.	公衆トイレ名	所在地	建物面積(m ²)	設置年度	建替年度	備考
24	堀留橋際	九段北一丁目 6 番 9 号	12.79	S 3 6	H 1 2	
25	新三崎橋際	三崎町三丁目 9 番 9 号	21.60	S 1 3	H 0 8	
26	龍閑橋	内神田二丁目 1 番 15 号	10.56	S 1 3	S 4 3	未改修
27	飯田橋	飯田橋三丁目 12 番 3 号	15.20	T 1 1	S 4 3	未改修
28	千鳥ヶ淵緑道	三番町 2 番地	27.05	T 0 2	H 0 1	
29	千鳥ヶ淵緑道西	三番町 2 番地	7.17	H 1 0	H 1 0	
30	なか通り	鍛冶町二丁目 13 番 10 号	13.38	H 0 3	H 0 2	
計 3 0 カ所						

表 2 公園トイレ一覧表

No.	公園トイレ名	所在地	建物面積(m ²)	設置年度	建替年度	備考
39	常盤橋公園	大手町二丁目 7 番 2 号	22.80	S 0 8	S 3 2	
43	和泉公園	神田和泉町 1 番 3 0 0 号	32.60	S 5 4	未改修	
46	外濠公園 (市ヶ谷)	九段北四丁目 4 番	27.88	S 1 1	H 1 0	
48	外濠公園 (法大前)	富士見二丁目 9 番	46.96	S 1 1	H 0 2	
計 4 カ所						

※千代田区内には公園トイレは 20 ヶ所 (No.31~50) ある。ここでは、調査した 4 ヶ所のトイレのみ記載する。

※建物面積は公有財産表から記載した

③ 調査項目

利用者数、利用者層、快適性、利便性、周辺状況

④ 調査方法

各トイレに調査スタッフを 1 日(9 時~15 時)はりつけ、利用状況を調査した。

(2) 調査結果

調査結果概要一覧を表 3 に示す。なお、各トイレの調査結果は別冊資料編に示す。

(3) 問題・課題の整理

実態調査に基づき公衆トイレが抱える問題・課題を以下に整理する。

① トイレの役割と適正配置

- ・ トイレの設置に関する法令等を整理し、役割と必要性を明確にする
- ・ 適正な配置・整備計画の検討が必要
- ・ 公衆トイレを整備する国や都、区の間での調整が必要
- ・ 利用者層や地域特性、地元の要望にあったトイレ整備の検討が必要

②利用実態

- ・ 利用者数・利用者層に偏りがある
- ・ 女性利用者が少ない
- ・ トイレの設置位置が十分に認識されていない
- ・ ホームレスがいる

③建築・設備

- ・ 老朽化（建築・設備）への対策が必要
- ・ バリアフリーやユニバーサルデザイン等、時代のニーズへの対応が必要
- ・ 効果的な清掃の仕方と維持管理方法の見直しが必要
- ・ きれいなトイレと汚いトイレの差が大きい
- ・ 女性や子どもでも安心できる空間づくりが必要

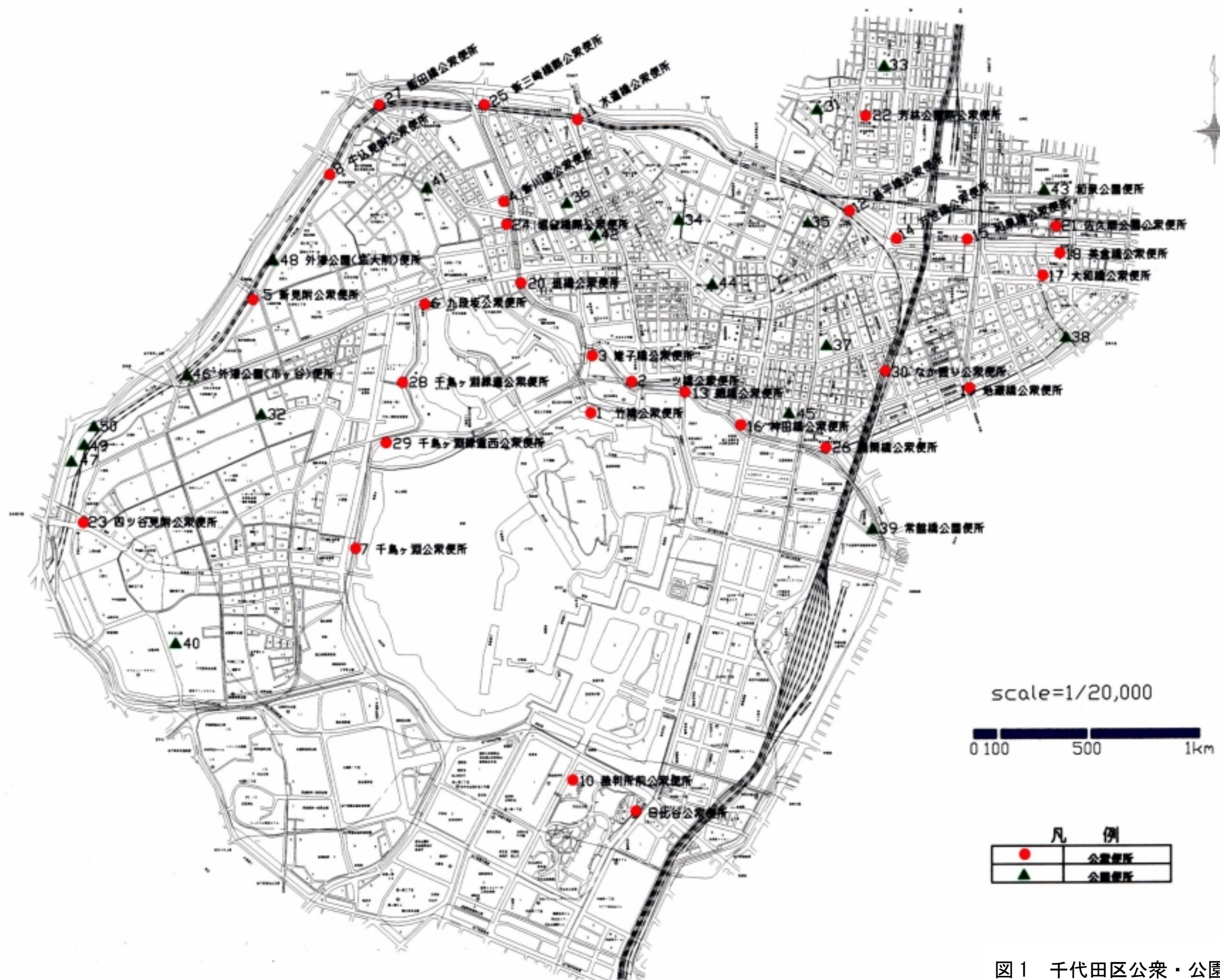


図1 千代田区公衆・公園トイレ設置図

表3 公衆・公園トイレ実態調査結果概要一覧

No	トイレ名	利用者数 (人)	利用者層(率の高い順)						女性利用者数		快適性	設置 年度	建替 年度	隣接		地域特性等	
			1番	人数	2番	人数	3番	人数	人数	%				駅	道路		
1	竹橋	51	大人(私服)	20	会社員	12	ドライバー	10	5	9.8%	○	4	T13	H05	○		皇居近し、ジョギング利用者多い、案内板が必要。ホームレスがいる
2	一ツ橋	133	ドライバー	68	会社員	24	職人	16	3	2.3%	○	0	T02	H10		◎	首都高速下、オフィス街、ホームレスがいる
3	雉子橋	51	ドライバー	49	宅配業者	1	その他	1	0	0.0%	△	-1	S03	S38			オフィスビル街、駐車しやすい場所にある、区内で一番古いトイレ、男女兼用
4	新川橋	43	会社員	20	ドライバー	8	宅配業者	8	1	2.3%	○	4	S31	H02			高層アパート、オフィスビル街、洗面台のみ使用するケースあり
5	新見附	60	大人(私服)	21	会社員	16	その他	16	3	5.0%	○	2	S01	H06			三叉路の信号近く、近隣に大学あり、利用者から「必要なし」の意見あり
6	九段坂	118	大人(私服)	55	会社員	50	ドライバー	6	14	11.9%	○	2	S03	H09		◎	主要幹線道路沿い、公園内、女性利用率が最も高い
7	千鳥ヶ淵	121	大人(私服)	50	ドライバー	37	会社員	22	10	8.3%	◎	7	S38	H01		◎	公園内、交通量が多い道路に面している、周辺に利用可能なトイレはない
8	牛込見附	111	大人(私服)	55	会社員	45	ドライバー	4	8	7.2%	○	1	S27	H04			近隣に大学あり、学生の通行が多いが利用は少ない、ドライバーの利用はあまりない
9	日比谷	189	会社員	88	大人(私服)	67	ドライバー	26	7	3.7%	△	-1	S03	S41	○	◎	都立公園内、公園の利用者、車を停めての利用が多い
10	裁判所前	148	ドライバー	84	大人(私服)	20	会社員	19	4	2.7%	-	-	S04	S40		△	都立公園内、古く、開放的
11	水道橋	124	会社員	45	大人(私服)	39	ドライバー	18	1	0.8%	△	-3	S08	H05	◎○		鉄道ガード下、ホームレスがいる。汚く、悪臭、落書き有り
12	昌平橋	149	会社員	46	ドライバー	40	大人(私服)	27	2	1.3%	◎	7	S08	H10		△	商店街近く、鉄道ガード下、目立たない、雨天時はホームレスがいる
13	錦町	278	ドライバー	174	会社員	57	大人(私服)	24	3	1.1%	△	-2	S43	H04		△	交通量の多い交差点に面する、目立つ、道路に駐車可能
14	万世橋	183	会社員	70	大人(私服)	50	職人	26	2	1.1%	○	1	S05	S63		△	商店街近く、目立つ、悪臭、汚れがひどい
15	和泉橋	275	会社員	146	大人(私服)	88	職人	16	13	4.7%	△	-6	S05	H03	◎○	◎	児童遊園隣接、隣接の児童公園にはホームレスがいる
16	神田橋	148	会社員	75	ドライバー	30	大人(私服)	23	7	4.7%	○	3	S05	H10		◎	交差点に面す、橋詰、オフィス街、飲食店あり、人通り多い、分かりやすいが、遠くからは目立たない、清潔ではない
17	大和橋	84	会社員	30	大人(私服)	23	ドライバー	14	1	1.2%	○	1	S06	S42			主要幹線道路から1本入る、緑地と隣接、誘導看板もなく、目立たない。男女兼用
18	美倉橋	122	会社員	51	大人(私服)	37	ドライバー	20	9	7.4%	△	-3	S06	H05		△	十字路に面する、人通り多い、喫煙所があるので人が集まる、近くにホームレスがいる
19	地蔵橋	215	会社員	74	職人	53	大人(私服)	37	1	0.5%	△	-1	S06	H08		◎	公園内、目立つ、周囲に利用可トイレがない
20	俎橋	80	ドライバー	36	会社員	17	大人(私服)	8	5	6.3%	○	0	S31	H04			首都高下、古書店街・喫茶店が近い、ドライバー以外必要ないのでは
21	佐久間公園	138	会社員	58	大人(私服)	26	職人	23	2	1.4%	△	-4	S21	H02			公園内、目立たない、公園にホームレスがいる
22	芳林公園際	160	大人(私服)	65	会社員	53	職人	16	0	0.0%	○	0	S30	H07			公園内、商店あり、近隣に小学校あり、公園内ホームレスが多くいる。男性用は利用者に対し便器が少ない
23	四ツ谷見附	227	大人(私服)	80	会社員	80	ドライバー	52	18	7.9%	○	0	S34	H03	◎○	◎	近隣に大学あり、オフィス街、夜間ホームレスがいる様子
24	堀留橋際	87	会社員	31	ドライバー	24	大人(私服)	22	0	0.0%	◎	5	S36	H12			児童遊園内、最も新しいトイレ
25	新三崎橋際	137	職人	53	会社員	31	大人(私服)	24	0	0.0%	△	-1	S13	H08	◎○		橋詰トイレ、鉄道ガード近く、男女の入口を間違える人がいる
26	龍閑橋	140	ドライバー	85	職人	25	会社員	21	0	0.0%	△	-6	S13	S43		○	オフィスビル街、男女兼用
27	飯田橋	96	ドライバー	28	職人	25	会社員	21	0	0.0%	○	1	T11	S43	◎○	◎	繁華街に近い、場所は分かりやすい
28	千鳥ヶ淵緑道	66	ドライバー	26	会社員	17	大人(私服)	15	5	7.6%	○	2	T02	H01			千鳥ヶ淵沿い、桜の時期に混雑、通りを挟んだ千鳥ヶ淵没者墓苑内にもトイレあり
29	千鳥ヶ淵緑道西	14	ドライバー	10	会社員	2	大人(私服)、高齢者	1	0	0.0%	○	0	H10	未改修			千鳥ヶ淵沿い、桜の時期に混雑、仮設トイレのようである
30	なか通り	288	会社員	177	大人(私服)	54	職人	23	9	3.1%	△	-4	H03	未改修			繁華街、鉄道ガード下、入口が狭く、チラシなどの貼り紙が多い
39	常盤橋公園	248	ドライバー	176	会社員	32	ホームレス	29	0	0.0%	△	-12	S08	S32			公園内、オフィス街、ホームレスがいる
43	和泉公園	143	会社員	54	高齢者	27	大人(私服)	26	9	6.3%	○	1	S54	未改修			公園内、オフィス街、近隣に保育園・小学校あり、目立たない、公園に「利用可トイレ・多目的トイレ」掲載の地図がある
46	外濠公園(市ヶ谷)	217	会社員	127	大人(私服)	63	ドライバー	12	7	3.2%	○	2	S11	H10	◎○	◎	公園内、トイレ前にホームレスがいる
48	外濠公園(法大前)	175	ドライバー	110	会社員	37	大人(私服)	16	0	0.0%	○	2	S11	H02			公園内、近隣に大学あり、夜間ホームレスがいるとの情報がある

■表記について

※『利用者層』は、会社員、ドライバー、宅配業者、大人(私服)、車椅子利用者・視覚障害者、高齢者、小中高生、外国人、ホームレス、職人(現場作業員)、その他で分類し、利用者層の多い順から上位3つを示す。また、利用者で50%以上を占めている層をゴシックで示した。

※『快適性』は、快適性に関するヒアリング結果をもとに、「とてもよい」2点、「よい」1点、「ふつう」0点、「あまりよくない」-1点、「よくない」-2点の合算により算出し、1~4点を○、5点以上を◎、マイナス点を△で示した。

※『隣接駅』の印は、トイレがJRの駅に隣接している場合は◎、トイレが地下鉄の駅に隣接している場合は○で示す。

※『隣接幹線道路』の印は、トイレが主要幹線道路に面している場合◎、トイレが幹線道路に面している場合○で示す。

3. 公衆トイレの適正配置について

適正配置の基本的考え方を以下の4つのプロセスを経て整理した。

(1) トイレの位置付けの整理

公衆トイレと公園トイレを分類し、トイレの担うべき役割を明確化する。

公園トイレは都市公園法に従い、公園施設という位置付けで整備されている。そのため、ここでは公衆トイレを中心に必要性を検討し、公園トイレは二次的要素として扱う。

ただし、同一公園内に公園トイレが複数存在する場合は、必要性を検討する。

(2) 公衆トイレの隣接状況の把握

千代田区公衆・公園トイレ設置図(図1)をもとに、楽に歩ける距離(誘致距離半径500m)内にトイレがあるかどうかを検討した。その結果、トイレが隣接していると思われるエリア(A~F)を図2に示す。各エリア内には、公衆トイレ、公園トイレが隣接して存在する。ここでは第一的に必要性を検討する必要がある公衆トイレのみをプロットし、名称を記載した。

また、区が定める児童遊園に設置されているトイレで、公衆トイレとして位置付けられているものについては、公園トイレに準じて取り扱うこととした。

(3) 公衆トイレの必要性に関する指数化の試み

隣接している公衆トイレの必要性を検討するため、実態調査や関連情報をもとに、指数化を試みた。

指数化結果を表4に示す。

(4) 隣接する公衆トイレの整備・利用状況の把握

指数化の結果、数値の低かったトイレについては、実態調査結果等も考慮しながら、整備・利用状況を整理し、そのトイレの必要性を検討する。

隣接する公衆トイレの整備・利用状況を表5に示す。

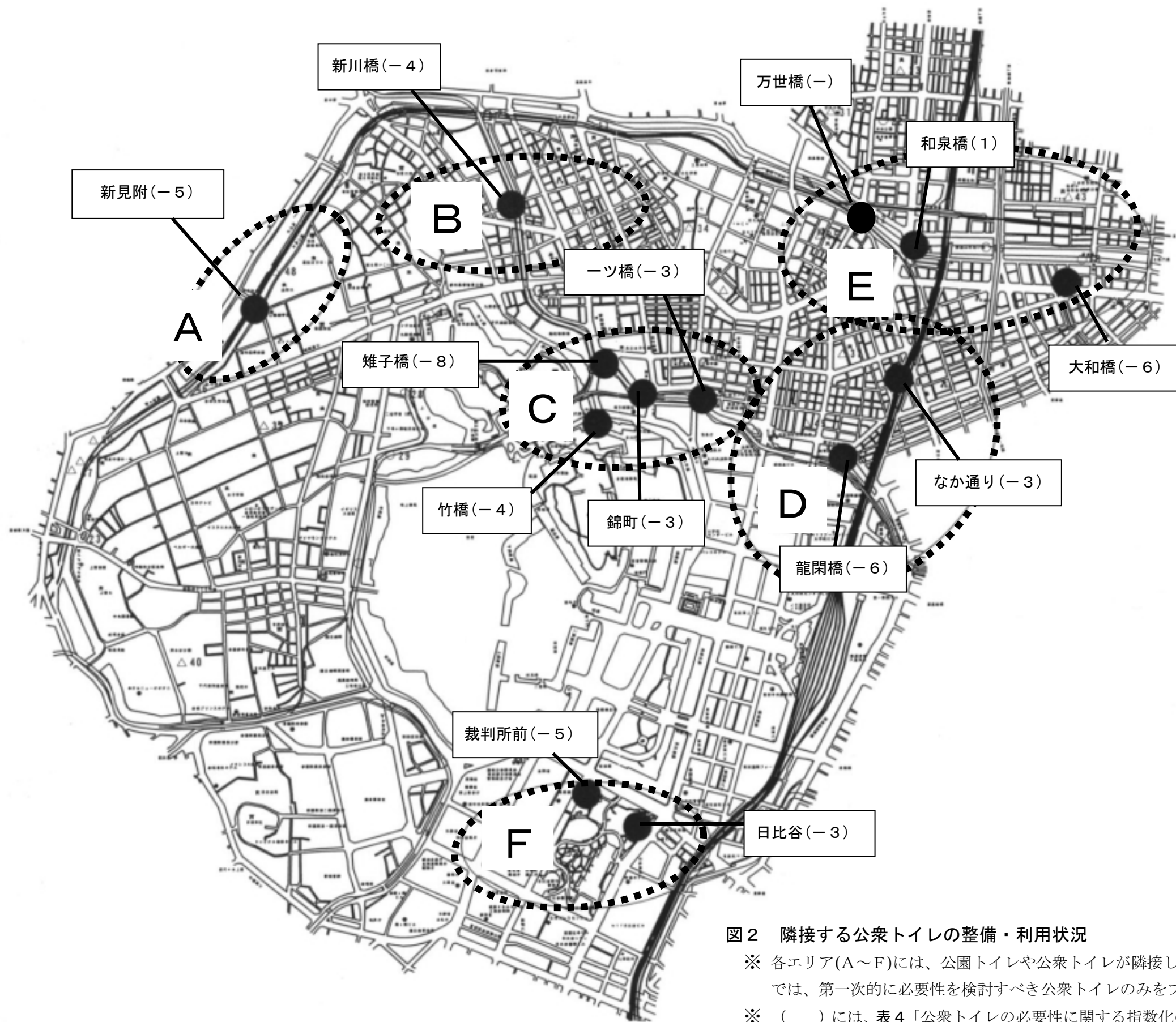


図2 隣接する公衆トイレの整備・利用状況

※ 各エリア(A~F)には、公園トイレや公衆トイレが隣接して存在している。ただし、ここでは、第一次的に必要性を検討すべき公衆トイレのみをプロットした。

※ () には、表4「公衆トイレの必要性に関する指数化の試み」で得られた数値を示す。

表4 公衆トイレの必要性に関する指数化の試み

エリア	トイレNO	トイレ名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	合計
			利用者数	利用者の偏り層	女性利用者	快適性	設置年度	建替年度	駅	道路	
A	5	新見附	△	○	△	○	△	○	△	△	—5
B	4	新川橋	△	○	△	○	○	○	△	△	—4
C	1	竹橋	△	○	△	○	△	○	○	△	—4
	2	一ツ橋	○	△	△	○	△	○	△	◎	—3
	3	雉子橋	△	△	△	△	△	△	△	△	—8
	13	錦町	◎	△	△	△	○	○	△	○	—3
D	26	龍閑橋	○	△	△	△	△	△	△	○	—6
	30	なか通り	◎	△	○	△	○	○	△	△	—3
E	14	万世橋	○	○	△	○	△	○	△	○	—
	15	和泉橋	◎	△	◎	△	△	○	◎	◎	1
	17	大和橋	△	○	△	○	△	△	△	△	—6
F	9	日比谷	○	○	△	△	△	△	○	◎	—3
	10	裁判所前	○	△	△	—	△	△	△	○	—5

- ※ 合計点数が低いほど、必要性も低いと考えられる。
- ※ 「①利用者数」は0～100利用人の場合を、△、101～200人を○、201～300人を◎で示す。
- ※ 「②利用者の偏り」は同一利用者層が50%以上あるものを△、そうでないものを○で示す。
- ※ 「③女性利用者数」は調査時間中の利用者が0～5人を△、6～10人を○、10人以上を◎で示した。
- ※ 「④快適性」は、快適性に関するヒアリング結果をもとに、「とてもよい」2点、「よい」1点、「ふつう」0点、「あまりよくない」-1点、「よくない」-2点の合算により算出したものを、プラスは○、マイナスは△で示す。
- ※ 「⑤設置年度」は設置後50年以内を○、51年以上を△で示す。
- ※ 「⑥建替年度」は建替え後30年以内を○、31年以上経つものを△で示す。
- ※ 「⑦駅」は、JRの駅が隣接しているトイレを◎、地下鉄の駅が隣接しているトイレを○、駅と隣接していないトイレを△で示す。
- ※ 「⑧道路」は主要幹線道路に面しているトイレを◎、幹線道路に面しているトイレを○、それ以外のトイレを△で示す。

表 5-1 隣接するトイレの整備・利用状況

エリア	No	トイレ名	トイレの整備・利用状況
A	5	新見附	建替え時期はH6年度で新しく、利用者からの評価も比較的良い。利用者数は少なめだが、三叉路に面しており認識しやすい場所にある。また、利用者層も偏りはなく、大人、会社員、ドライバーが利用している。一部設備に破損状況が見られるため、清掃・管理を徹底することが望まれる。
B	4	新川橋	オフィスビルが多いエリアに設置されており、設置場所も分かりづらい。あらかじめ知っている人のみが利用しているようで、利用者数は少ない。近くに最近建替えられた堀留橋際公衆便所（児童遊園内）があるため、必要性は低いと考えられる。（堀留橋際公衆便所は、利用者の評価も良く、幅広い層の人に利用されている。）
C	1	竹橋	最近建替えられている。皇居に近いのでジョギングをしている人が多く、その人たちによる利用が多い。利用者の評価も比較的良い。外国人の利用も想定されるので、案内表示等を工夫する必要がある。一部汚れや落書きが指摘されているため、清掃・管理を徹底することが望まれる。ホームレス対策も必要である。
	2	一ツ橋	最近建替えられている。身障者用トイレに、ホームレスが常駐しているようなので、対策が必要である。主要幹線道路に面しており、ドライバーの利用率が約半数となっている。ドライバーからのニーズが高いトイレとしての対策も検討することが必要である。
	3	雉子橋	建替え時期が最も古いトイレである。男女共用となっており、設備的にも古く、老朽化も激しい。利用者は少ない。また、利用者のほとんどがドライバー（96%）となっている。隣接するトイレも多いため、このトイレの必要性は低いと考えられる。
	13	錦町	今回の調査したトイレの中で2番目に利用者が多いトイレ。幹線道路を含む交差点に面しているため、分かりやすく、また、車を停めることも出来るのでドライバーによる利用が6割以上を占める。床が常に濡れており、清潔感があまりないので、設備的な改善も必要と考えられる。ドライバー対応も含め、清掃・管理を徹底することが望まれる。

表 5-2 隣接するトイレの整備・利用状況

エリア	No	トイレ名	トイレの整備・利用状況
D	26	龍閑橋	オフィスビルが多いエリアに設置されているが、人通りがあまりない。設置・建替え時期がともに古い。利用者は6割以上がドライバーである。男女共同となっており、快適性も非常に悪い。ホームレスが定住しているようでもある。近くに主要幹線道路にも面しており、幅広い層の人に利用されている神田橋公衆便所がある。しかし、神田橋公衆便所は快適性があまり好ましくない。このトイレを龍閑橋の代替えとして活用し、快適性を改善することが求められる。龍閑橋のトイレの必要性は低いと考えられる。
	30	なか通り	今回調査したトイレの中で最も利用者が多いトイレ。神田駅のガード下に位置しており、絶えず人通りがある。利用者層は、最も多いのが会社員で6割以上を占めており、続いて大人で約2割である。ホームレスの利用も比較的多い。利用頻度が高いので、汚れるのも早いと考えられる。利用者からのニーズは高いがスペース的制約や維持管理方法等の課題が残る。改修も含めた検討が必要である。
E	14	万世橋	幹線道路沿いで、商店街も近いので、人通りが多い。結果として、利用者も比較的多い。利用者も会社員、大人、職人、ドライバーと幅広く利用されている。ただし、快適性が非常に悪い。建替え時期も古いので、建替えも含めた改善策を検討することが必要である。周辺にごみが散乱しているため、同時にごみ対策も望まれる。
	15	和泉橋	主要幹線道路に面しており、日比谷線秋葉原駅とJR秋葉原駅も近くにあるため、人通りが多く利用者もかなり多い。ホームレスの利用が多く、ごみも散乱しているため、快適性は低い。会社員や大人の利用が多く、両方を合わせると8割以上となる。利用ニーズが高い場所なので、ホームレス対策も考慮して、改修と清掃・管理の検討が必要である。立地環境から、快適性の改善状況によっては、有料化の可能性もあると考えられる。
	17	大和橋	ドライバーはもちろんのこと、歩行者からも分かりにくい位置に設置されている。設置・建替え時期も古く、男女共用となっている。通気性はよいがトイレ内部は全般的に薄暗く、快適性は低い。比較的新しい美倉橋公衆便所が隣接しているため、代替えは可能である。大和橋公衆便所の必要性は低いと考えられる。
F	9	日比谷	日比谷公園内に設置されており、日比谷通りと晴海通りの交差する交差点近くにあり、地下鉄の出入口にも近い。利用者も公園利用者、地下鉄利用者、ドライバーと幅広く、利用者も多い。設置・建替え時期は古い。公園内には、都が設置したトイレも含め、多くのトイレが存在するが、利便性を考えると、必要性が高いと考えられる。
	10	裁判所前	設置・建替え時期が古く、建物・設備ともに老朽化が進んでいるため、快適性は低い。利用者はドライバーが多く全体の6割近くを占めている。ホームレスの利用も比較的多い。日比谷公園内には、多くのトイレが設置されている。とくにNo9の日比谷公衆便所は、主要幹線道路にも面しており、また、地下鉄の駅も近くにあるため利便性も高いので、代替は可能である。裁判所前のトイレの必要性は低いと考えられる。

4. 新設トイレの必要性の検討

まず、施設の公衆トイレから半径 500m で円を描き、その円からもれている、もしくは不足していると思われるエリアを特定した。特定したG～Mエリアを図3に示す。

次に各エリアでの公衆トイレの必要性の有無について、その地域特性により検討を行った。その結果、G、H、I、J、Kについては新規設置の必要性が高くないと考えられる。一方、L、Mは必要性が高いことが明らかになった。神田駅周辺については、必要性はあるが設置する場合は空き店舗等の活用や、商店街活性化の方向性と連携した検討が必要である。

[新規設置の必要性が低いエリア]

G：麴町周辺) 住宅地であり、大使館が多く存在する。新規設置の必要性はあまりない。

H：国会議事堂周辺) 国会前庭に国が設置したトイレがあるため、新規設置の必要性はあまりない。

I：皇居、J：皇居外苑周辺) 皇居外苑にトイレがあるため、新規設置の必要性はあまりない。

K：東京駅周辺) 皇居外苑に国が設置したトイレがあり、東京駅にもトイレがあるため、新規設置の必要性あまりない。

[新規設置の必要性が高いエリア]

L：有楽町駅周辺) ショッピング、飲食などに訪れる来訪者が非常に多い地域。駅前に公衆トイレがないため、新規設置の必要性がある。

M：秋葉原駅周辺) 電気街で買い物をする来訪者が多いにも関わらず、駅前にトイレがないため、新規設置の必要性がある。

その他) 神田駅周辺の商店街エリア。小規模な店舗が多く存在するが、利用可能なトイレが少ないため、新規設置の必要性がある。ただし、神田駅周辺には用地がないので、空き店舗を利用するなど工夫をしなければならない。

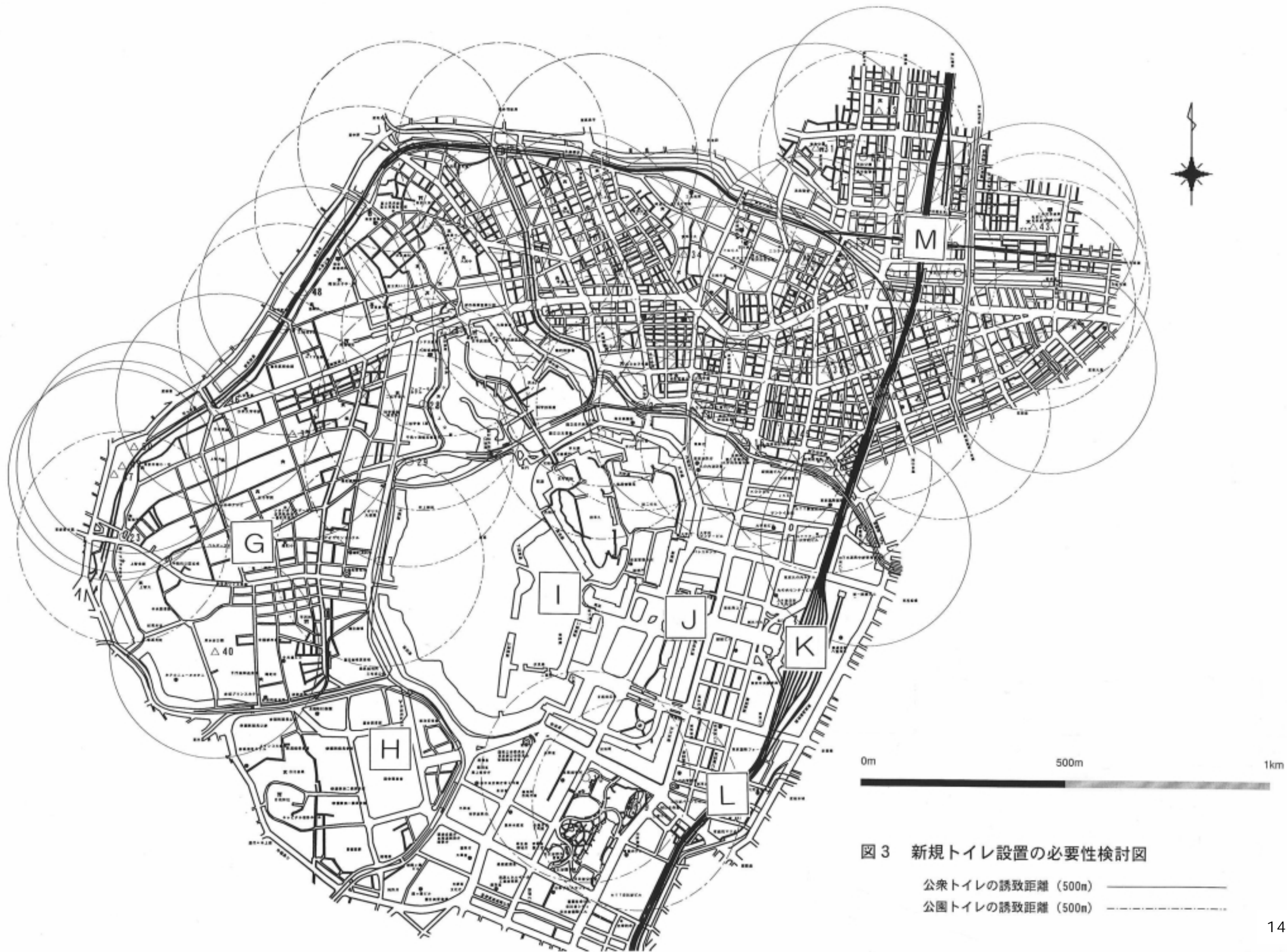


図3 新規トイレ設置の必要性検討図

公衆トイレの誘致距離 (500m) —————
 公園トイレの誘致距離 (500m) - - - - -

5. 有料トイレの可能性と運営方法

(1) 千代田区における有料トイレの方向性

以下に、公衆トイレを有料化するうえでの必要な条件を導入・運営していくための検討事項を示す。

① 公衆トイレ有料化に必要な条件

[施設場所]

- a. 多くの利用者が見込めること
- b. 幅広い利用者層が見込めること

[維持管理]

- c. 有料化が可能な地域特性があること
- d. 維持管理が困難な場所でないこと

[空間形成]

- e. 快適な空間であること（清潔性、充実した設備、安全性等）
- f. ユニバーサルデザインに配慮していること

[話題性]

- g. トイレ以外の付加価値について検討すること
- h. シンボル性が高いこと

② 導入・運営方法の検討

[情報発信]

- a. 設計コンペティションによる宣伝効果と情報発信について検討する
- b. ニーズと理解を得るためのキャンペーンの実施を行う
- c. トイレデータの構築と情報発信方法を確立する

[先進性]

- d. トイレ単体ではなく、複合機能としてのトイレの可能性を探る
- e. PPP（Public Private Partnership）を公衆トイレサービスとして導入する
- f. 都市観光トイレモデルとしての実証的展開を試みる

[経済性]

- g. 有料化による安全性の確保と、経費削減効果を期待する
- h. トイレの利用時間や維持管理方法を検討する
- i. 有料トイレの法的位置づけと資金の流れを検討する

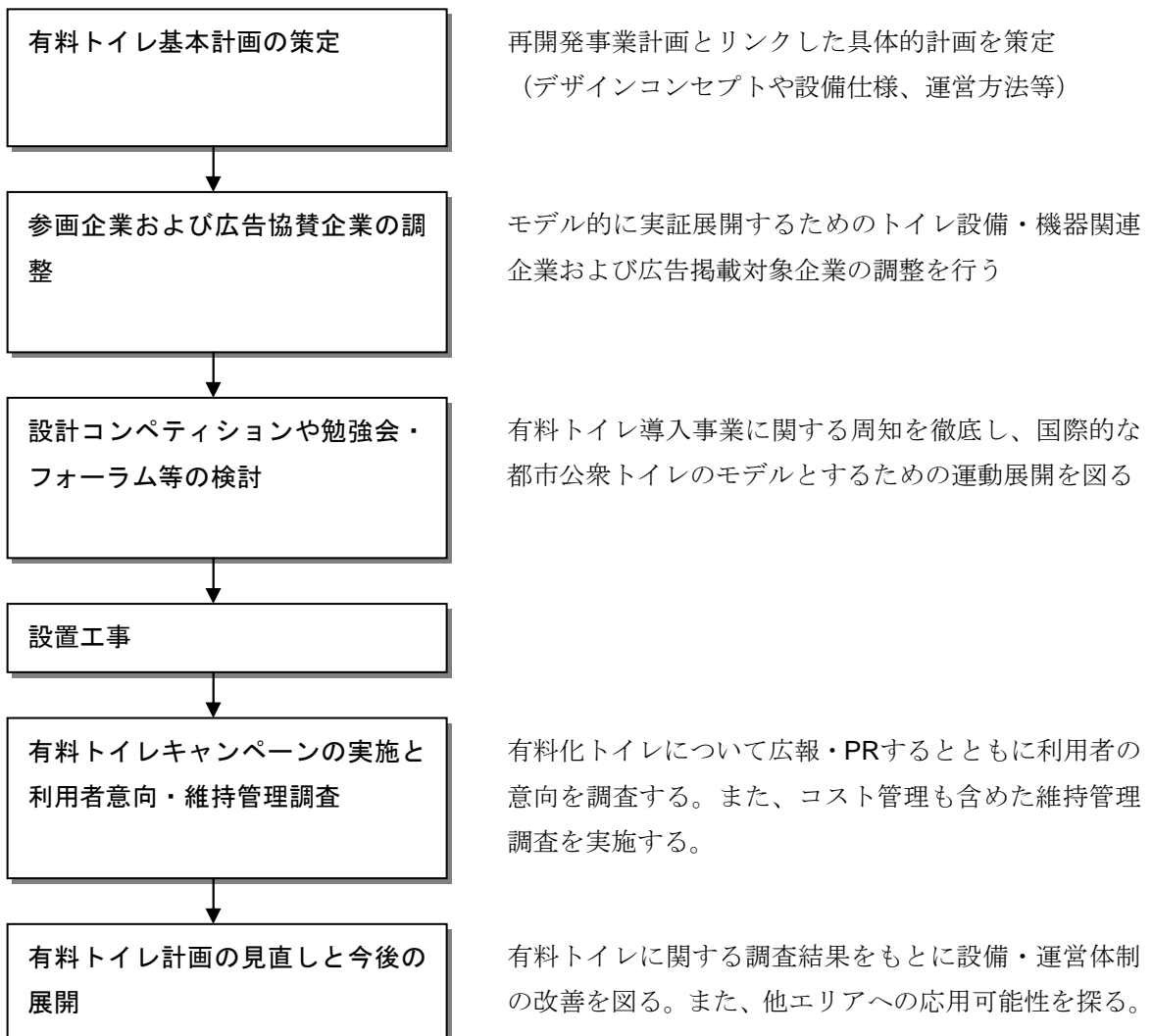
(2) 候補エリア

有楽町駅周辺および秋葉原駅周辺の2地点が有料化トイレ導入地点として有力と考えられる。その理由としては、①駅周辺に公衆トイレが充実していないこと、②多くの利用者が見込めること、③地域特性があり、シンボル性が高いこと、④幅広い利用者層が見込めること、などがあげられる。また、いずれも駅前再開発事業が計画されているため、そこで有料化トイレをモデル的に導入することは話題性が高く、注目を集めることも期待できる。

一方、将来的には商店街への導入も検討することが望まれる。商店街のシンボルとして付加価値のある有料トイレを整備することは、商店街・地域活性化につながると考えられる。

(3) 導入プロセス

以下に、有料トイレの導入プロセスを示す。



(4) 有料トイレプラン作成に向けて

以下に、有料トイレ実現のために必要な基本要素と付加価値を整理する。

① 有料トイレ実現のために必要な基本要素

a. シンボル・話題性

駅前の象徴として存在感があることが重要であり、誰もがすぐに気づき、一目で分かるデザインとすることが必要である。また、こどもや女性に親しみやすいデザインにも配慮する。なお、シンボル性については視覚的配慮だけでなく、トイレにかける区の姿勢を明確にしてPRすることが必要である。

b. 安全性

駅前のなかでもなるべく人通りが多く、目立つ場所への配置とする。交番に隣接、もしくは交番から見えやすい場所にすると効果的である。また、開放的空間とし、明るいイメージをつくりだすことが求められる。

c. 清潔性

常駐スタッフ等による徹底した日常清掃と定期的な特殊清掃を行うこと必要と考えられる。日常清掃者は専門家の指導等により一定の技術を身につけたものとするのが望ましい。

d. 設備・機器

快適で清掃感のある設備・機器仕様とすることが求められるが、過剰投資とならないようにする。節水・省エネ効果が高いものについては積極的に導入することが望ましい。利用者のニーズに合った細やかな配慮や工夫が必要である。子ども用の設備や着替えスペース、オムツ換えや授乳コーナーについても検討する。

e. バリアフリー

バリアフリーを基本とし、ユニバーサルデザインの導入を積極的に試みる。その際に、1つのトイレがバリアフリー・ユニバーサルデザインではなく、まち全体のトイレのほとんどがバリアフリー・ユニバーサルデザインという状態を目指す。またトイレブースの内容及び設備は画一的とせず、できるだけ多くの人に対応できるよう複数タイプを整備する。

② 有料トイレ実現のために必要な付加価値

a. 複合機能

トイレ単独ではなく、まちの情報を発信するインフォメーション機能を備えた施設としてのあり方や、待ち合わせ場所、イベントスペースとの連携についても検討する。また、駅前再開発ビルと隣接もしくは建築物を共有化することで、安全性や清潔性を保持し、維持管理等を効率的に行うことが期待できる。

b. 広告媒体機能

公衆トイレのシンボル性・話題性を踏まえ、トイレ内外での広告掲載のあり方について検討する。公衆トイレ外部は、巨大スクリーンや壁面等を活用した広告掲載が可能となり、区の情報掲示板としても活用することができる。また、公衆トイレ内部には、第一弾として薬品、健康用品、化粧品、サニタリー用品、嗜好品などを中心に広告企業を募ることも考えられる。再開発ビル1Fテナントなどと連携した広告計画を実施することも効果的である。トイレ掲載スペースについては設計の段階から調整を行うことが必要である。

また、広告の質を保持するため公衆トイレ広告評価委員会（仮称）を設置し、まちとしてのイメージやコンセプトを維持するための仕組みづくりを行うことが望ましい。

c. モニタリング機能

公衆トイレは、最初がもっともきれいで、その後は、汚れていくという印象が強い。そこで、ここでの公衆トイレは、主要給排水設備はそのまま、衛生器具や内装については自由に変更できるイベント的空間形態の可能性について検討する。

そうすることで、各種メーカーの新製品やシステム等のモニタリング調査を実施できるようになるし、常に進化し続けるトイレ空間を演出することも可能となる。

d. 国際トイレ支援活動との連携

今回導入するトイレの有料化が次世代のモデル都市観光トイレモデルとして全国に情報発信していくためには、単なる経費の節約や快適空間の提供という仕掛けだけでは、利用者の理解が十分に得られないと考えられる。そこで、より多くの人が運動的にこの事業に賛同してもらえるような仕組みとして、国際トイレ支援活動との連携の可能性を検討する。トイレ利用者が支払う料金の一部や広告・協賛企業からの提供資金の一部をプールして、途上国へのトイレ支援資金に活用する。これは、“基本的な衛生設備を持たない人々を2015年までに半減させる”というヨハネスブルクサミット（2002年8月）、および水フォーラムセッション・トイレ水循環国際シンポジウム（2003年3月）で合意されて目標の達成に向けた活動を意味する。

日本人は飲めるほどきれいな水をトイレ洗浄水として大量に使用している。一方、世界中には、生きるための水がなく困っている人が多い。だからといって日本の水洗トイレシステムを変更することは難しいが、トイレを通した国際支援活動ということであれば多くの人々の理解は得られると考えられる。有料化や広告掲載への動機付けになることも期待できる。

(5) 有料トイレの収支の考え方

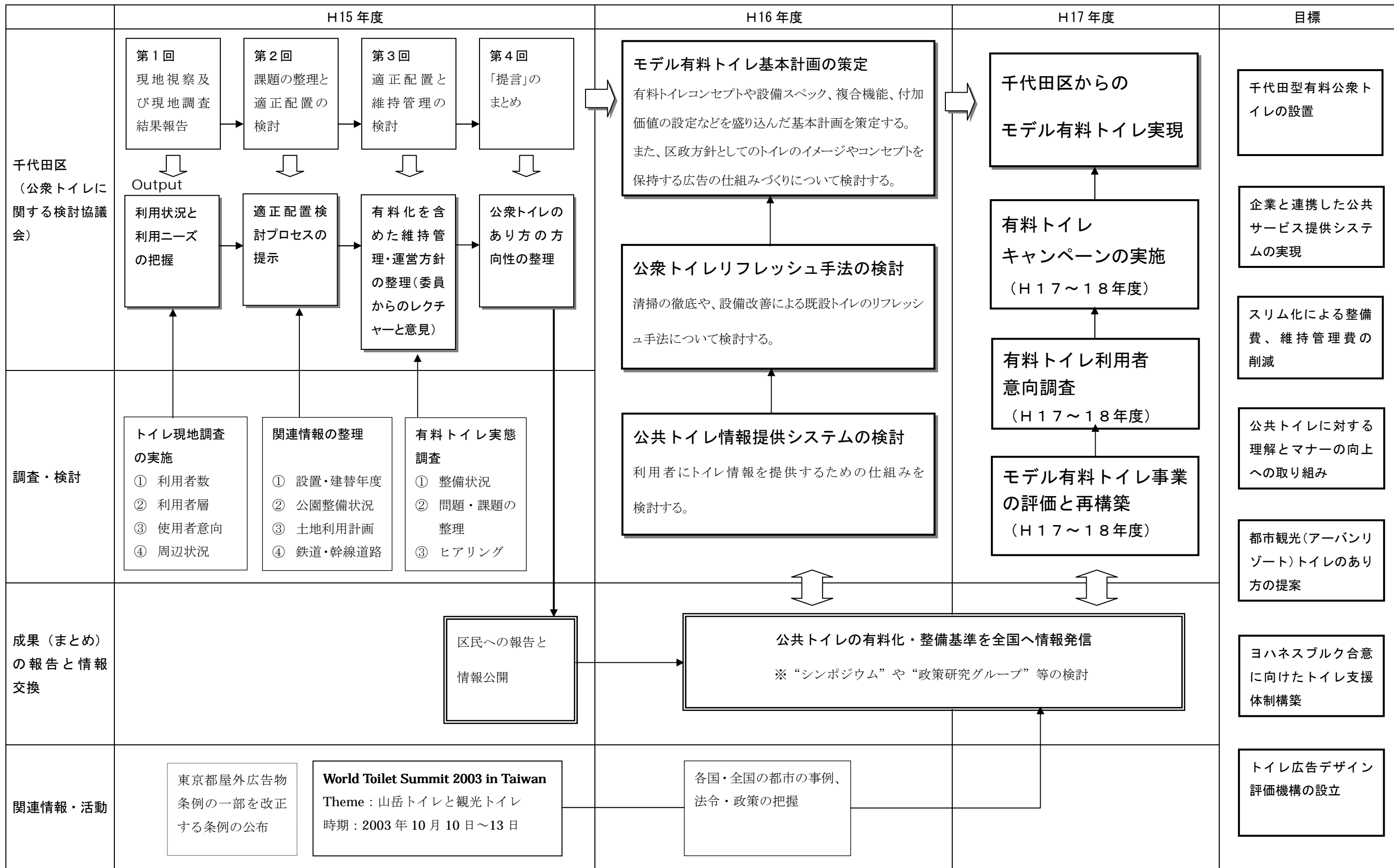
現段階において、トイレ利用者が支払う利用料で支出のすべてをまかなうことは難しいと考えられる。むしろ維持管理費の一部を補充できるというのが現実的である。しかし、有料化を導入することによる安全性の確保やマナー向上、集客効果は大いに期待できる。また、それに伴う、広告事業は、千代田区という地域特性を活かした全国初の取り組みとなる。

一方で、維持管理費の削減対策として、節水化の導入や清掃体制・方法の見直しも検討する必要がある。京都の公衆トイレでは維持管理費の24%が水道代となっている。そこで、ハイタンク式の公衆トイレを最新のセンサー一体型の小便器に改修したところ、2ヶ月間のデータではあるが、水道代が3分の1程度に減ったという報告がある。また、欧米では無水小便器が開発され、普及し始めている。節水・省エネ対策は環境面ならずともコスト削減にも多大な効果が期待できる。

具体的運営段階では、利用者から徴収する使用料の法的位置づけ等も明確にしたうえで、資金の流れについて検討することが求められる。

6. 千代田区公衆トイレ改善計画フロー

以下に改善計画フローを示す。目標達成に向け、できるところから取り組んでいくこととする。



(参 考)

公衆トイレに関する検討協議会設置要綱

1 目 的

千代田区にふさわしい公衆トイレの適正配置や明るく清潔な有料トイレなど新たな公衆トイレのあり方について検討を行い、安全で安心できる魅力ある街づくりを推進することを目的として設置する。

2 検討事項

- (1) 公衆トイレの適正配置に関すること。
- (2) 有料トイレ等の導入を含めた維持管理の方法及び公衆トイレの整備方針に関すること。
- (3) その他必要事項。

3 構 成

- (1) 協議会は、別表の各団体から推薦を受けた者及び学識経験者をもって構成する。
- (2) その他、地域内の住民等で参加を希望し、協議会が了承した者。

4 会 議

- (1) 協議会に、会長、副会長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 会長は、協議会の会務を総括し、協議会を代表する。
- (3) 会長は、会議を招集し、会議の議長となる。
- (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (5) 必要に応じ、協議会に小委員会を置くことができる。
- (6) 会長は特に必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

5 設置期間

協議会の設置期間は、協議会が設置された日から、平成16年3月31日までとする。

6 その他

協議会の庶務は、千代田区環境土木部道路公園課で処理する。

(補則)

この要綱に定めるものの他、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(付則)

この要綱は、平成15年7月11日から施行する。